

(外交防衛委員会)

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

（衆議院送付）要旨

この条約は、一九五七年（昭和三十二年）六月二十五日にジュネーブで開催された国際労働機関（ILO）の第四十回総会において採択されたものであり、政治的な見解の表明等に対する制裁、労働規律の手段、同盟罷業に参加したことに對する制裁等としてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること等を定めている。

この条約は、前文、本文十箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約を批准するILOの各加盟国は、次に掲げるものとしてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束する。

1 政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに対する制裁

2 経済的発展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法

3 労働規律の手段

4 同盟罷業に参加したことに対する制裁

5 人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段

二、この条約を批准するILOの各加盟国は、一に掲げる強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置をとることを約束する。

三、この条約は、この条約が効力を生じた後は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。